

令和6年度
茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会
第2回市民部会 会議録

1. 報告	(1) 第2回心のバリアフリー川柳(学生の部)について(資料1)
2. 議題	(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)について(資料2、資料3、資料4) (2) 令和7年度の市民部会に係る取組方針(案)について(資料5)
日時	令和7年1月22日(水) 13時30分～15時00分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室3・4(オンライン会議併用)
出席者名	委員: 若林 英俊、柏崎 周一、高丸 やい子、瀧井 正子、沼田 ユミ、今井 達夫、瀬川 直人、倉金 勲、ディアロ アブドゥル ガディル、石井 勇、堀場 浩平、小松 修司 (オンライン) 会長: 大原 一興 副会長: 斉藤 進 委員: 上杉 桂子、伊藤 久美 (欠席委員) 委員: 城田 禎行、峯尾 明美 (事務局) 都市部都市政策課
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿 ・ 要綱 ・ 次第 ・ 資料1 第2回心のバリアフリー川柳(学生の部)について ・ 資料2 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)のこれまでの経緯について ・ 資料3 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)素案3校 ・ 資料4 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)素案4校 ・ 資料5 令和7年度の市民部会に係る取組方針(案)について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

高山課長 : 定刻になりましたので、令和6年度茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会第2回市民部会を開催いたします。

当会議は原則として公開となっておりますが、本日は傍聴の申出はございませんので、このまま会議を進めます。

本日はお忙しい中、当会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。司会の茅ヶ崎市都市政策課課長の高山です。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、3点お知らせがございます。

1点目は、委員改選に関する事務手続きにつきまして、委員の皆様のご協力を得て円滑に事務手続きを終えることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

2点目は、本日の会議はオンライン併用会議でございます。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いいたします。

3点目は、本日の会議は会議録作成のため、録画、録音をいたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

本日は活発な意見交換が行われる会議となりますようご協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議内容についてご説明いたします。

まず初めに、本会議の部会長及び副部会長の選任がございます。それから、報告として、(1)第2回心のバリアフリー川柳(学生の部)について、議題として、(1)茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)について、(2)令和7年度の市民部会に係る取組方針(案)について、その他として、次回会議の予定についてでございます。

次に、資料について確認いたします。委員名簿、要綱、次第、資料1、第2回「心のバリアフリー川柳」(学生の部)について、資料2、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)のこれまでの経緯について、資料3、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)素案3校、資料4、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想(やさしい版)素案4校、資料5、令和7年度の市民部会に係る取組方針(案)について、参考資料としまして、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会について、以上となります。資料の過不足等はありませんでしょうか。ご確認ありがとうございます。また、新たに委員になられた方には、現在の基本構想を机上に置かせていただいております。本日お持ち帰りいただければと存じます。

本日は、委員18名のところ、オンラインによる参加も含め16名のご出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることとなります。

続いて、新たに委員になられた方も含め、改めて委員の皆様を名簿記載順にご紹介させていただきます。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会、城田委員、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会、若林委員、茅ヶ崎市老人クラブ連合会、柏崎委員、NPO法人茅ヶ崎市身体障害者福祉協会、高丸委員、茅ヶ崎手をつなぐ育成会、瀧井委員、茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会、沼田委員、茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会、上杉委員、茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会、今井委員、社会福祉法人碧、瀬川委員、茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会、峯尾委員、茅ヶ崎市聴覚障害者協会、倉金委員、社会福祉法人檸檬会、伊藤委員、茅ヶ崎市国際交流協会、ディアロ委員、公募による市民、石井委員、公募による市民、堀場委員、公募による市民、小松委員、産業能率大学元教授、斉藤委員、横浜国立大学名誉教授、大原委員、よろしく願いいたします。

では、まず初めに、本会議の部会長及び副部会長の選任がございまして、引き続き、事務局にて進行させていただきます。担当より説明をお願いいたします。

事務局 : 都市政策課の木村です。

1月18日の委員改選を受け、本会議の部会長、副部会長を選任したいと思います。

部会長、副部会長に推薦する委員がいらっしゃらない場合、事務局の提案として、部会長に大原一興委員、副部会長に斉藤進委員を推薦させていただきます。

高山課長 : ただいま事務局より部会長と副部会長の選任について提案がございました。委員の皆様のご意見をお願いいたします。

(異議なし)

高山課長 : ありがとうございます。そのほか、ご意見ないでしょうか。

(なし)

高山課長 : ご意見ないようですので、推薦者を部会長、副部会長とすることに対してお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(拍手)

高山課長 : ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましては、大原部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

大原部会長 : 大原です。皆さん、よろしくお願ひします。前回までの委員の方は今までのやり方をご存じだと思いますが、引き続き、私が部会長ということで、これも副部会長の斉藤先生から引き継いだ形で続投したいと思います。これまでと同じように、できるだけいろいろな意見、様々な意見をお聞きして、実際に何をやっていくかという実施の内容に関しても、幅広い意見の中から茅ヶ崎のバランスのいい事業の実施を進めていけるようにしたいと思ってい

ますので、ご意見などをいつものように活発に出していただければ大変ありがたいです。

それでは、今日の会議は報告と議題がありますけれども、報告からになります。それから、オンラインで参加されている委員の方、何か不都合などがありましたら、遠慮なくご連絡をお願いします。よろしくお願いします。

2. 報告

(1) 第2回心のバリアフリー川柳8学生の部) について

大原部会長： それでは、報告から始めたいと思います。事務局に説明いただいて、皆さんからご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

事務局： ありがとうございます。それでは、都市政策課の木村より説明をさせていただきます。

報告に入る前に、まず初めに、参考資料をご覧いただきたいと思います。皆様、お手元に参考資料をご用意ください。こちらを一つ一つ読み上げることはしませんが、今回、委員が改選されたこともあり、この協議会が何なのか、また市民部会とは何なのか、バリアフリーとは何なのか、そして、心のバリアフリーとは何かというところをまとめたものです。今後の協議会、市民部会の手元資料としてご活用ください。この市民部会が進める心のバリアフリーの推進についても、国が示す定義やポイントに沿って進めていきたいと考えております。詳細の説明は割愛いたしますが、そのような意図で、今回、参考として配らせていただきました。

では、本題に移らせていただきます。心のバリアフリー川柳について、資料1をご覧ください。

心のバリアフリー川柳については、報告事項となります。審査結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

募集結果につきましては、1ページ目、下段の(4)をご覧ください。高校生の部が応募人数15名、応募句数が34句、中学生の部が応募人数52名、応募句数が52句でした。

2ページ目をご覧ください。審査結果は(5)に記載のとおりです。合計点の高かった上位4つの句を記載しております。これらについて、高校生の部は令和7年7月、中学生の部は令和7年8月の広報ちがさきに掲載する予定です。

事務局の説明は以上でございます。

大原部会長： ありがとうございます。結果がこのような形ということで、手順などにつきましては、これまでどおり、皆さんと築き上げてきた方法で淡々と集計をしていただいたということです。川柳の今後の話については、今日、議題の2番目、次年度どうするかということで、またご意見をいただきますけれども、このような結果になりましたということで、これに関して何か質問とかご意見はございますでしょうか。

- 事務局 : 会場にいる委員の皆様は、特に意見はないようです。
- 大原部会長 : そうしますと、公表の方法とかをいま一度、どんなスケジュールかみたいなことを確認しますが、2月入稿になるわけですね。だから、すぐこのまま、今日の審議会で確認していただいたことを2月入稿、7月に高校生の部の掲載、8月が中学生の部の掲載ということですよ。
- このほか何かこれの扱いに対して補足説明はありますか。
- 事務局 : 今、予定としてですが、3月に市役所の1階ロビーを都市政策課で借りていますので、そこで、例えばバリアフリーのポスターと一緒に、今回応募された川柳なども掲示しようかというふうに事務局としては考えているところです。
- 大原部会長 : ありがとうございます。そうすると、結果発表というのはいつになるんですか。
- 事務局 : 結果発表は、今日この場で報告を終えたら、すぐにホームページのほうにアップしたいと思っております。
- 大原部会長 : 分かりました。ホームページにアップされ、3月に掲出されてしまって、広報ちがさきには夏にとということになるわけですね。
- 皆さんから何かご質問とか。前回、内容に関して気になる点があったりしましたけれども、今回の句は特に引っかかることなく、大丈夫ですね。
- それでは、確認いただいたということで、この報告は、先ほどの手順によって公開されていくということでご承知おきください。

3. 議題

(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（やさしい版）について

- 大原部会長 : それでは、次に議題が2つあります。1つが前から検討していましたが基本構想のパンフレットのやさしい版です。こちらの説明をお願いしたいと思います。
- 事務局 : 都市政策課の木村より説明させていただきます。資料2、3、4を使って説明いたします。資料2は、これまでの経緯をまとめたものです。資料3は、前回の協議会の提案資料、資料4は、今回新たに提案させていただく資料です。やさしい版は、今回新たに作成した資料4について、本日、皆様からいただいたご意見を事務局にて取りまとめ、次回、3月の協議会で最終版として報告したいと考えております。
- では、これまでの経緯について、まず、資料2をご覧ください。
- 1、当初の提案は、目的を記載の3点とし、小学4年生を対象としておりました。この案に対し、小学4年生が対象ではやさしくない、できるだけ様々な人に分かりやすく説明してほしいなどのご意見をいただき、事務局が想定する目的や対象と委員の皆様が考える目的や対象にずれが生じていることが課題として生じておりました。
- そのため、2、当初の提案の見直しを行いました。目的を概要版の情報保

障に絞りました。対象については、特に知的障がいのある方を念頭にしました。この目的や対象、作業方針について、10月の協議会にて委員の皆様にご同意をいただきました。そして、この方針に基づき作成したのが資料3の素案（3校）であり、10月の協議会にて提案をさせていただきました。

裏面、2ページをご覧ください。10月の協議会の際にいただいた委員の皆様のご意見を記載しております。特にご意見をいただいたのが3ページ目でして、取組と取組むものの違いが分からないや、単に公園ではなく、みんなが使いやすい公園にするなど説明があったほうがよい、また、誰がバリアフリーに取り組むかは、読み手にとっては重要ではないので、取り組むものの写真を載せて、説明をつけるような書き方が分かりやすいなどのご意見をいただきました。これらを踏まえて作成したのが資料4の素案（4校）です。

フォントについては、前回と同じUDフォントの教科書体を使用しておりますが、前回よりも細いフォントを使用しており、全体としてすっきりした印象に変更しております。

また、2ページ目に茅ヶ崎市のバリアフリーを進める場所という項目があり、茅ヶ崎駅や北茅ヶ崎駅などの駅名を以前は列挙しておりましたが、今回の4校では、バリアフリーの進め方の中で、一番下に「特に駅のまわりのバリアフリーを進めます」という1文にまとめております。

意見が多かった3ページ目については、今回の4校では、地図や誰が取り組むといった要素は省き、バリアフリーを進めるものが何で、どのように進めるのかを写真つきで説明しております。写真は現在、仮のものを当てておりますが、最終版では自前の写真に差し替える予定でございます。

最後の4ページについて、バリアフリーを進めるものの続きとして、心のバリアフリーについて記載しております。茅ヶ崎市の特徴の一つである心のバリアフリーの取組については、ほかよりも多く紙面を割いて説明しています。

以上がやさしい版についての説明でございます。冒頭に申し上げたように、今回この4校について皆様からご意見をいただき、事務局にて修正をした後、3月の協議会にて最終版として報告したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

大原部会長： では、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

高丸委員： 3ページ、バリアフリーの取組の香川駅のまわりの取組と辻堂駅のまわりの取組のところの矢印が逆だと思うんですが。

事務局： 今、ご意見いただいたのは以前の提案資料でございます。今回は4校について、一番新しい提案についてご意見をいただけるとうれしいです。

上杉委員： 前回、字体について、この字体はしようがない、分かりやすいという話があったんだと思うんですけども、今回、それがちょっと細くなりまして、ぱっと見、明朝に近いような字体ですよね。前の太さのほうが読みやすかったかなと個人的には思いますが、個人の感覚なので、皆さんにお聞きしたい

と思います。字が細くなったことで、ルビとの差が少なくなったので、ちょっとごちゃごちゃしたんです。

大原部会長： ありがとうございます。事務局のほうで、これは幾つか検討した結果ということですか。

事務局： 例えば、知的障がいのある方は、ゴシック体のほうが見やすいといった資料もございましたので、ゴシック体と見比べたりしたんですけれども、結果としては、今、ユニバーサルデザインフォントの教科書体を提案しています。前回と同じ教科書体ではありますけれども、前回、行間が詰まって見づらいんじゃないかといったご意見がありましたので、細字のものを使って、すっきりというふうに変更しております。

大原部会長： 皆さんから前のほうがよかったというような強いご意見なんかがありましたら、また検討いただけるかなと思うんですけれども。

事務局： もしよかったら、会場のほうで、皆さん、ご意見ございますか。前と今とでどちらのほうがいいとか、ご意見ありますか。

柏崎委員： 老人クラブの柏崎です。

どちらも同じようなものですが、今回のほうがやさしい感じはいたします。今回のでよろしいんじゃないかと思います。

沼田委員： 沼田です。よろしくをお願いします。

前のほうも字が大きくて、しっかりした字で、はっきりして、黒くていいなと思ったんですが、今回のを見ましたら、行間もありますけれども、割とすっきりして読みやすいような気もします。あと、民生委員さんが高齢化しているんですが、ちょっと見ていただいたことがあるんですが、視力が落ちてきているので黒い塊に見える、それだったら、もうちょっと細かい字がいいという意見を前にちょっと言われた方がいたので、このほうがいいかなと思いました。柏崎委員と同じ意見です。

上杉委員： 会場の総意がそうであれば、私の個人的な感覚だと思います。ちなみに、私がよく使っている字体というのがB I Z UDPゴシックという字体なんですが、個人的に好きなだけかもしれません。ただ、分かりやすい字体です。

倉金委員： 茅ヶ崎市聴覚障害者協会の倉金です。

3校と4校とを見比べた場合、聾者の立場では、以前の3校のほうがよく見えるような気がします。やはり年齢層も様々で、聾者は高齢者から若年者まで色の濃いほうがはっきり見えるような気がします。新しいほうはちょっと薄く感じてしまうかなというふうに思っています。聴覚障がい者の団体では、やはり見やすいように3校のほうの文字を使うことが多いです。神奈川県聴覚障害者協会でも、こちらの3校を使うほうが多いです。

大原部会長： ほかはいかがですか。これは難しいですね。

もし可能であれば、先ほど出ているゴシックというものはっきりと見やすくなると思うので、3種類ぐらい、1ページ分ぐらいつくってみて、最終的にプリントする段階には、決めようがないので、投票というか、多数決か

になってしまうと思いますが、そのように最終的には決めていただいて、いかがですか。両方、とにかくいい面、悪い面があるということです。フォントに関しては、そのように決めていただければと思います。

そういうのは、例えばいろいろな団体で使われているのがどういうものかというのは、資料とか調査はないんですか。

事務局 : 私が調べたところでは、育成会さんがつくっているパンフレットは基本的にゴシックが使われているというところでしたので、それも一つ参考になるのかなと思っております。

大原部会長 : ありがとうございます。

堀場委員 : 幾つか例を出して選んでいただくということで、私も賛成なんです。今、4校でやられているものがUDデジタル教科書体というものだとお聞きしましたけれども、先ほどオンラインで上杉委員が言われていたのがB I Z UDPフォントというもので、私も仕事ではこちらを使うことが多いんです。これはゴシックに非常に似ていて、教科書体よりも文字の太さが一定なので、細字にしたときにも、そんなに字の間が開かないような形で見えるかなと思います。ですので、参考で使われていた教科書体の太字と今回の4校の細字、B I Z UDPゴシックを比較するようなものがあると、どれがいいのかなというふうに検討する上ではよいのではないのでしょうか。

大原部会長 : 候補は2つ、3つに絞られそうですので、それで最終的には検討いただくということでよろしいでしょうか。

事務局 : 事務局のほうからパターンでご提案をさせていただきますので、多数決という形で進めていきたいと思っております。市民部会でアンケートを取りたいと思っておりますので、お願いいたします。

大原部会長 : お願いします。

今回、3校から4校で変わったことで、例の茅ヶ崎の地図がなくなったわけですが、その点に関しては、皆さん、いかがですか。復活させろという強い意見が出て、なかなか紙面上、難しいのかもしれませんが、いいですか。ご意見として、特に特定の場所を示さなくても、茅ヶ崎でやっていることを表現できるのではないかとということで、4校では地図がなくなったということですが、よろしいですね。

石井委員 : 別件なんですけれども、私だけが理解していないのかと思うんですけども、資料2の目的のところ、補助教材としての活用は目的としない、この意味合いはどういうものだったか、もう一度、教えていただきたいんですけども。

事務局 : 事務局から説明させていただきます。当初は補助教材としての活用と情報保障としての活用という2つの目的を追いかけてしまっていたんですけども、そうすることによって、なかなか対象も絞られずに意見がまとまらなかったという課題がございましたので、今回はあくまで目的を情報保障に絞らせていただきました。補助教材としての学校での活用というのは一旦置い

ておいて、まずは情報保障を第一の目的に据えたというところです。

石井委員 : 分かりました。

柏崎委員 : 資料4の2ページ目のバリアフリーの進め方のところで、「住んでいる人、道路や建物を作る人、市役所で働いている人、みんなで手分けして」というところなんですけど、この「みんなで」がどういうみんななのか。働いている人等とか、「みんなで」というところが引っかけかかるとは思うんですけど、どうですか。みんなというのは、どういうのが入るのか。上の「住んでいる人、道路や建物を作る人、市役所で働いている人」、みんなというと、例えば道路や建物以外の物を作る人もいるし、場所をつくる人もいるので、そういうのもみんなに含まれるのか。ちょっとそこが気になったんですけども。

事務局 : 事務局からお答えさせていただきます。ここの「住んでいる人、道路や建物を作る人、市役所で働いている人、みんなで」というみんなは、この3者をまとめてみんなでというふうに言っております。この3者は何なのかというところですけども、住んでいる人というのは住んでいる茅ヶ崎市民を指しております。道路や建物を作る人というのは、例えば道路や建物を作る人という表現をしておりますけれども、それは事業者のことです。仕事として、そういった建物を建てたり、管理しているような方々のこと、さらには、我々、市役所で働いている人が、みんなでそれぞれの役割分担をしながらバリアフリーを進めていきますというような意味合いで書かせていただいております。

柏崎委員 : これ以外の方は、住んでいる人と道路、建物を作る人、市役所で働く人以外の方は手分けしてバリアフリーを進めなくていいのか。みんなというのは、みんななんだろうか。ちょっと気になったので。

事務局 : あくまで住んでいる人ということで広く茅ヶ崎市にお住まいの方を包含しておりますので、そういう住んでいる皆様と、あとは市役所とそれぞれの事業者で手分けをしながら役割分担してというところで記載をさせていただいております。

大原部会長 : 補足的に、やはり「など」を入れたほうがいいなと思います。それから、事業者のほうが、市役所しか推進していないという感じになるんですけども、例えばバリアフリー法でも、駅員さんの案内とかが規定されて入っていましたので、市役所のところを「市役所や駅などで」とか、そうすると、一般の商店とかはどうなるのかみたいなことになるんですけども、それぐらい入れてもいいんじゃないかなとは思いました。

柏崎委員 : ここの「市役所で働いている人」の後に「等」を入れたら、みんな入るんじゃないかと思えます。今、部会長が言われたように「等」を入れたらどうかなという感じがします。

大原部会長 : そういうことでよろしいですか。

事務局 : 分かりました。

大原部会長 : 分かりやすい言葉ということで言うと、「等」というのは「など」になるん

ですかね。その辺、工夫していただければと思います。

高丸委員 : 細かいところかもしれませんが、進め方の「市役所の仕事は」というところなんですけれども、「仕事は」じゃなくて「市役所では」とか、ほかの言葉があればいいかなと。「仕事は」というのは、それだけバリアフリーの仕事があるんですけれども、「市役所では」とか、ほかの言葉がないでしょうか。

事務局 : こちらは、意図としてはですけれども、基本構想の中で、他施策と連携した全市への展開、事業の進捗状況に合わせた段階的な対応という基本方針があるんですけれども、つまり、ほかの施策と連携した全市への展開という言葉をかみ砕いたものがこちらの「市役所の仕事は、バリアフリーを意識して進めます」という言い換えです。ただ、「市役所の仕事」の「仕事」を取っても意味は通じるかもしれませんが、他の言い換えなども検討していきたいと思えます。

高丸委員 : 役割とか、そういうことが入ったほうがいいのかと思うんですけれども、それも要らなければ、そのまま、先ほど木村さんのおっしゃったような形で構わないですが、いかがでしょうか。

事務局 : 分かりました。今いただいた意見を踏まえて、こちらで再検討させていただきます。

大原部会長 : 私はイラストとか写真とかで若干注文がありますが、この辺は入れ替えていくということですので、また何回かチェックできる機会はあるのでしょうか。

事務局 : 次回、3月の協議会の際に、最後の報告をさせていただきます。

小松委員 : 小松です。4ページなんですけれども、心のバリアフリーを進めるためにというところで、2行ほど「学校で子どもたちに教えています」、「まちなかにポスターを貼ります」、その後に「など」と書いてあるんですけれども、「など」の中でも表に出したほうが良いようなものがあるのではないかと思います。「学校で子どもたちに教えています」というと、茅ヶ崎市の全学校で教えているのかなと思うので、ここは、場所は広めていきますとか、現在進行形になる書き方にしたほうが良いのではないかと思います。まちなかにポスターを貼るとなると、ポスターはいいんですけれども、じっくり読もうとしたときに、そこでずっと立っておかないといけないんです。例えばポスターの内容を自治会の回覧で回覧しますとか、学校でやっていることなんかも学校通信で父母にも伝えますとか、そのぐらいは追加して書いたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

事務局 : あまり限定した言い方をしすぎると、対象とする方に対して難しくなり過ぎてしまうのかなと思っておりますので、広く網羅する形で表現はしていきたいなというふうに考えておりますが、いただいたご意見を参考にしていきたいと思っております。

瀧井委員 : 育成会の瀧井です。私も事務局のすっきりしたものでいいなと思えます。

3校に比べて情報量がかなり整理されていて、とても分かりやすいと思います。確かに、あまりたくさん盛られると、それを受け入れるだけで大変なので、情報はなるべく伝えたいことだけ少なくすっきりとしたほうがいいかなと思います。

大原部会長： ありがとうございます。それでは、皆さん、見ていただいて、例えば写真だとかイラストだとか、非常に訴求力が高いとか、訴える力が高いので、これに差し替えて、こっちの写真のほうがいいんじゃないかみたいなものをお持ちの方は、ぜひ事務局にそういう情報を届けていただけるといいかなと思います。今、これは仮の写真を当てているということでしたけれども、茅ヶ崎のオリジナルな場所やなんかだと、さらに効果的だと思いますし、その辺、皆さんからもいろいろな情報をお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

(2) 令和7年度の市民部会に係る取組方針（案）について

大原部会長： それでは、議題（2）の令和7年度取組方針ということで、これからどうするか、引き続き、説明をよろしく願いします。

事務局： 都市政策課の木村より説明させていただきます。資料5をご覧ください。今年度、市民部会の取組実績とそこで生じた課題、そして、それらを踏まえた令和7年度取組方針（案）を記載しております。

1、令和7年度取組理念についてです。令和6年度の実績とそこで生じた課題を基に、令和7年度は2つの理念に基づいて取組を進めていきます。1つ目が心のバリアフリーについて正しい理解を伝えること、2つ目が、当然のことではありますが、令和6年度の課題を踏まえることです。

次に、2、令和6年度取組実績と令和7年度取組方針（案）です。（1）心のバリアフリー教室についてです。心のバリアフリー教室は、市内の小学4年生を対象に、体の不自由な方等との対話や体験を通して、児童が相手の視点に気づききっかけをつくることで、学校や街中で相手の気持ちを考えた支え合いができることを目指した授業です。1校当たり4日間のプログラムとなっており、4日間の内容は記載のとおりでございます。令和6年度は4つの小学校で実施をしました。

2ページ目をご覧ください。児童の感想文や先生のアンケート結果を載せております。

⑤に2つの課題を記載しております。1つ目が障がいの社会モデルの考え方を反映しつつ国が示すガイドラインに沿った内容にする必要があることです。矢印の1つ目、単なる体験型の学習だけではなく、心のバリアフリーに関する正しい理解や認識を深める機会にすることが不可欠と考えます。児童の感想文でも、障がいのある人を見つけたら助けてあげたいといった感想が多く見受けられました。子どもの素直な気持ちだとは思いますが、見方によっては、障がいのある方はいつも困っているといった障がい者を特別視す

るような誤解にもつながりかねないと考えています。先生からいただいた感想でも、目の前にいる人に、どうすれば満足してもらえるのかといったものがございすが、ゲストに喜んでもらうというのは素直な気持ちかもしれませんが、やはりこれも特別視につながりかねないと考えております。そのため、児童だけではなく教職員にも障がいの社会モデルの概念を理解してもらうことが必要と考えております。

2つ目の課題ですが、教育を受ける機会の不平等です。現在のプログラムを市内19校全てで実施することは、人的資源に限られる中で現実的ではありません。さらには、今年度実施を希望した9校でさえ実施できておらず、4校に絞らせていただいた点について、課題であると考えております。

このような課題に基づき、事務局として、令和7年度の取組方針（案）を3ページに記載しております。1つ目が心のバリアフリーに関する正しい理解を深めるため、より効果的なプログラムへの改良、2つ目が実施校拡大のため、プログラムをスマート化することです。この市民部会との協働で令和元年度からスタートした心のバリアフリー教室です。市民部会として、今後どうしていくのか、ぜひご意見をいただきたいと考えております。

続いて、(2)心のバリアフリー川柳についてです。概要と実績は記載のとおりです。課題については、2つ考えております。1つ目は、心のバリアフリーを正しく認識されていない応募が見受けられること、2つ目が応募句数の減少です。以前の市民部会の会議の中でも誤解を与えかねない川柳がございましたが、中には、そういった誤った認識の応募が見受けられます。そのため、正しい理解を発信していく必要があると考えております。また、応募句数については、第1回から第2回で減少し、もしかすると川柳の愛好家にとどまっている可能性も考えられます。しかし、応募の人数は、学生の部と一般の部を合わせると、第2回では増加をしております。このような中で、令和7年度の取組方針（案）ですが、事務局としては、この川柳について、多くの市民を巻き込むという点については一定の役割を果たしたと考えており、今後は川柳ではなくて既存のほかの取組を通して心のバリアフリーの発信をしていきたいと考えております。

続いて、(3)ポスターによる普及啓発です。概要と実績は記載のとおりです。課題については2点あります。1点目が解説とセットにすることで理解が促進される一方で、一目でポスターの意図が伝わりづらいというところが課題として考えられます。また、2点目として、掲示して終わりではなく、その後の活用方法について行き詰まっているところです。そのため、令和7年度の方針としては、例えばバリアフリー教室や庁内の研修の機会などを捉えて、ポスターを題材にした対話の機会を設けることなどを考えております。

最後に、(4)研修・講演会による普及啓発です。こちらは市民部会の取組ではなく、市が主体となって行っている事業となるため、ご報告になります。

本年度の実績として、庁内職員向け研修を行いました。1つは新採用職員向けに、もう一つは全課を対象としたもので、1月30日に実施を予定しております。プログラムは、首相官邸が公開しているものを基本として実施しております。また、心のバリアフリー講演会については、2月6日に実施を予定しております。どなたでもご参加できるもので、講師は車いすインフルエンサーの中嶋涼子様を予定しております。

まだ未実施のものもございますが、課題として2つ挙げております。1つは、参加者が一部にとどまってしまうこと、もう一つは、事業者にとってもバリアフリーがメリットであることを伝えていく必要があることです。市役所の中だけではなく、多くの人に心のバリアフリーを知ってもらい、バリアフリーが特別なものであるという意識を変容していく必要があると考えております。そのため、令和7年度の取組方針としては、対象者を拡大しながら継続していきたいと考えております。

以上が令和6年度の取組実績とそこで生じた課題、そして令和7年度の取組方針（案）でございます。本日は、この課題と取組方針（案）について、皆様からご意見をいただき、今後の具体的な提案に生かしていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

大原部会長： ありがとうございます。1時間ぐらいあるので、内容は関連していることがありますが、取りあえず、1番目に心のバリアフリー教室について、2番目に川柳について、3番目にポスター、その他という感じで、3つぐらいに分けて、今までやってきたことの評価とか、それから、次年度、どういう形でこれを継続、発展させていくかということをお聞きできたらなと思います。

最初に、学校で展開をしてきた、心のバリアフリー教室に関して、さらに本来の社会モデルとしてのバリアフリーをどう伝えていくかというあたりが課題になっているようですけれども、結構難しい課題が挙がってきているかなと思います。本当は教育関係の人といろいろ議論したいところなんですけれども、取りあえず、市民部会の皆さんとこれをどう修正、発展させていったらどうかというご意見、ご自由にお思いのところをお知らせいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

倉金委員： 心のバリアフリーなど、ポスター、啓蒙などについて、障がい者という定義に誤解がある。肢体不自由の方もいらっしゃるし、いろんな方もいらっしゃるよ。身体的な障がいばかりが目立ってしまって、心のバリアフリーについての認識がなかなか難しいと思います。そのあたりの皆さんの理解を高めていく、心のバリアフリーについての分かりやすい説明をして啓蒙していく必要があると思います。身体障がい者というのは肢体不自由の方だけみたいな間違いを持った方たちもいらっしゃるの、そういうあたりも含めて啓蒙してほしいです。他国では障がい者に対する差別も大分なくなっ

てきていますが、まだまだ日本には障がい者差別ということは感じられません。

堀場委員 : 心のバリアフリー教室に関してですけれども、必ずしも市内のリソースに頼らずとも、予算の制限ということはあるかもしれませんが、民間でこういった障がい当事者が入る形での講習、研修をするようなサービスも増えてきておりますので、そういったところに頼るということも一つありなのかなと思います。また、例えば教育委員会のほうでも、こうしたことをすることは当然だというふうに計画しているはずなので、そちらと協議をする場があってもよいと思いますし、各学校に特別支援教育コーディネーターの方がいらっしゃるから、そうした方が講師で入るということもあり得るのではないのでしょうか。

上杉委員 : 2点、前にも会議で発言したことがあるんですけども、新しい方もいらっしゃるので、繰り返し問題提起したいと思います。

まず、心のバリアフリーについてなんですけれども、心のバリアフリー、イコール、知的障がいや発達障がいや精神障がいの方へのバリアフリーではないですね。心のバリアフリーというのは身体障がいであっても必要なことです。そういう障がいを持つ方々に偏見を持たないという意味では、全障がいに横断的に通じるテーマなんです。知的障がいや発達障がいや精神障がいの方に対して、例えば車椅子の人たちみたいに、具体的にどういうふうに支援すればいいのかが分からないがゆえに、心のバリアフリーという言葉でくくりにしてしまっていて、そこは前々から乱暴だなと思っているんです。

それから、もう一つ、教育についてなんです。これも一昨年、私や会場にいらっしゃる瀧井さんや牧野さんやその他の方々と心のバリアフリー教室の授業をさせていただきましたが、特に知的障がいの理解に関して、学校側から知的障がいという言葉を出すなというふうに言われた学校がありました。私たちとしては、自分たちの子どもの障がい名を伏せながら障がい特性を話すなんてできないというふうに抵抗はしたんですが、学校のほうは、それを聞き入れてもらえないんだらば、教室はちょっとという感じだったので、入り口を塞いではいけないと思って、そのまま飲んで、障がいの名前を伏せて授業をしました。

何でそういうことが起こるのかなということなんです。学校のバリアフリー教室を開催する意図というのが、子どもたちに優しい心を持ってもらいたい、道徳の授業の延長線上でそういう思いを持ってもらいたいというところが強くて、対して私たち当事者の親たちの会は、私たちの子どもの障がいを知ってもらいたいんだという思いで行ったわけです。そのずれが生じて、でも、今、学校も障がい名を出していい学校と出しちゃいけない学校が混在しているんです。そこら辺の整理をしないと、今後、学校への啓発は難しそうだというふうに感じています。何かこれについてのご意見があった

ら、皆さんから伺いたいと思います。

倉金委員 : 質問があります。心のバリアフリーというのは、地域の小中学校や高校で手話を取り入れている授業があると思います。だけれども、なぜ知的障がい者という言葉を使ってはいけないのかという今の意見は、本当に学校はひどいと思います。聴覚障がい者、または視覚障がい者など、当たり前で使われているのに、聴覚障がい者の場合は呼ばれたら聞こえない。なので、聴覚障がい者の場合は、震災が起こったときに、実際、音からの情報がないために、震災のときに家が潰れて亡くなってしまった聴覚障がい者もたくさんいます。聞こえる皆さんに比べて、聾者は音の情報がなく不便があります。例えば電車が突然止まってしまったときに、なぜそれが止まったのかが分からない。そういうときに、身振りや軽い筆談などで教えていただくと助かります。私たちは、小中高の学校でそれらのことを話す機会はいただいています。が、知的障がい者の方や、今、上杉さんがおっしゃったような事態が起こっているということを知らなかったのも、驚きました。やはり同じ障がい者として、肢体不自由であれ、盲であれ、聴覚障がい者であれ、協力していく必要があると思います。

パラリンピックとか、今いろいろありますが、パラリンピックには聴覚障がい者は参加していないで、実はデフリンピックという聴覚障がい者だけのオリンピックが今年度、日本で開催される予定です。ぜひそのこともご周知いただきたいと思います。皆様、よろしくお願いします。

上杉委員 : ちょっと補足をします。学校のほうで障がい名を出すなどと言われた理由の一つに、どうもクラスの中に、軽度でしょうけれども、発達障がい、知的障がいの子がいると。その子たちへのレッテル貼りをされるのが困るのが先生方の真意だったのかもしれませんが。それは分からなくはないんですけども、ただ、いつまでそういうことをやっているのという気持ちも、すごく私にはありました。

身体障がいと知的障がい、ざっくり分けるとその2つなんですけれども、アピールの違いがあって、聴覚障がいや視覚障がいは分かりづらい部分があると思いますが、身体障がいの方は、体の障がいであれば、ぱっと見て分かりますよね。人はそういう外見を見て、あっ、ちょっと自分たちとは違うと思っちゃう。それに対して、身体障がいの方々の真意は、外見は違うかもしれないけれども、中はみんなと一緒になんだよというアピールだと思います。知的障がいの場合は逆で、みんなと一緒にみたいに見えるけれども、実は違うんだよ、そこを分かってと、そういう啓発なんです。その違いを認識していかないといけない。聴覚障がいの方は、本当にぱっと見は分からない方が多いから、その意味では、普通に見えるけれども、違うんだよ、分かってというほうかもしれません。いろんな障がいがあるので、障がいごとにすみ分けて、その障がいに合った啓発の仕方をやっていかなきゃいけない。その中で起こった学校での出来事でした。

石井委員 : 公募市民の石井でございます。

今年度のいわゆる心のバリアフリー教室をするのに当たって、市民部会のメンバーの方は大変ご苦労になったと思うんです。私は外野でしかできなかったんですけども、2ページ目の児童からの感想がありましたよね。こんな感動的なことを書ける児童が教室の中から1人でも出てきたということは、今年度、皆さんのご苦労が報われるのかなと思います。

ただ、私の個人的な意見なんですけど、都市政策課の施策としては、起爆剤とは言わないんですけども、これである意味では一定の成果、一定の役割を果たしているんじゃないか。これは本来的に、いわゆる日本が一番遅れていると言われているインクルーシブ教育、どんな子どもたちも同じ学びで学べる。その中で子どもたちがいろんなことを感じ取っていく。教えるんじゃないじゃなくて、子どもたちが自ら仲間を見て、言葉を交わして感じる、その本来のいわゆるインクルーシブ教育は全くできていない。全くとは言いませんけれども、まだ途上ですけども、そちらのほうの活動に、本流の中に見越していかないと、都市政策課の方がこれ以上頑張るのはあまりにも大きな課題じゃないかな、そういう気がします。もちろん起爆剤で、ここでやめろという意味じゃないんですけども、これからも皆さんに頑張っていただきたいんですけども、やはり本流は本流として何らかを促していくということが必要だと思います。

今井委員 : 視覚障害者協会の今井です。私も障がい当事者なので、一言お話しさせていただきたいと思うんですけども、実際に中学生とかの学校へ行って話をすると、中学生は、私なんか白杖を持っていると、見た目に分かる障がい者のほうですけども、それを見たときに、どうしたらいいのか分からない。声をかけるにしても、どう声をかけたらいいのか分からないという声が多いんです。そう思ってください方はまだいいんですけども、白杖を持って電車なんかに乗っていると、見て見ぬふりをする方が非常に多い。その辺が心のバリアフリーなのではないのかなというふうに感じます。車椅子とか白杖とかは見た目に分かるので、見た目に分からない方とは違うんですけども、いわゆる階段をスロープにするとかというような分かりやすいバリアフリーに比べて、心のほうは、どうも障がい者に対して気を遣う心があるか、ないか、あるいは気がついて、どうしたらいいのか分からない。その辺はやっぱり何らかの形で子どもたちに伝えていけるといいのかなと。先ほどの感想文とかありましたけれども、僕も何十枚か読んでいますけれども、1度お話しすると、あのよう、今度は誰かを助けたいというふうに感じてくれる方はとても多いように感じています。

柏崎委員 : 何回か子どもたちと学校で授業したのですが、ここの感想文にあるように、私自身は非常に有意義だったと感じています。ただ、サポートする人、それから、本当は主役になる障がいを持った方、この方たちが前は完全にボランティアで参加していることについて、本当にご苦労さまだと思います。

ということで、少しでも子どもたちが障がいに理解を持てるような格好であればいいんじゃないかなというぐらいに考えないと、本格的に考えるのは大変なことだと思うんです。我々もやってみたら、1校だけでも、ボランティア、それから障がいを持った人、子どもたちということで、2クラスくらいやっても大変な労力で、全部ボランティアなんです。そういう中では、ここに書いてありますように、19校やるのは理想なんだろうけれども、1校だったのが今回は4校ぐらいですか、全校と言ったら変だけれども、かなり努力をしないとできないんじゃないかという感じはします。今でもかなりの評価があったというふうに僕は感じています。理想を言うときりがないですけども、いろんな障がいのある人に子どもたちと触れ合っほしいというのは皆様の言うとおりになんですけれども、そういうことで、市の提案したものに対して賛成をしたいと思いますが、今のような内容で、逆にもう少し小学校の数を増やすという程度かなというふうに感じています。理想を言うと、結構大変な労力等がかかると思うんです。

瀬川委員 : 僕もほんの僅かですけども、心のバリアフリー教室に参加させていただいて、大変いい取組だと思ったというのがまずは感想としてあります。併せて、都市政策課の皆さん、委員の皆さんももちろんそうなんですけれども、大変ですよんと思っていて、これを継続的に毎年となると、どこまで担い切れるかなと考えると、大変難しいかなとは正直思いました。効果がこれだけ出ることやるといのは、やっぱり大変だなといのは率直な思いです。というふうに考えますと、ここでやるのかどうかは別として、次の担い手、これをやってくれる人をどう育てるか、働きかけるかというところにシフトチェンジしてもいいのかなと思っていました。それをどこにお願いしていくかという、やっぱり学校の中でやってよというのが思いとしてはありますというのが正直なところかなと思います。学校の中のことは分かっていないので、いいかげんな発言かもしれないんですけども、例えば担い手は学校ができるように関わっていくという視点が一つあってもいいのかなと思いました。

高丸委員 : 私は身体障がいの当事者なんですけれども、私は障がい者といっても軽いほうなんです。見た目で見えないんです。だから、先ほどの精神の方とか聴覚の方とか、聾の方とかがいらっしゃいますけれども、その方に対して、学校の教室をやっていますよね。子どもたちに普及するのはすごくいいことだと思います。でも、子どもたちだけでは広まらないと思うんです。大人の方が要請して、子どもたちに教えるという形でやっていったらいいと思うんです。ですから、今回、講演会もありますけれども、そのような場で、結局は大人の方と子どもたちと交えてディスカッションできるような場があったらいいのかなと一瞬思いました。だから、相手の気持ちになって考えて、その方の気持ちを自分の心で受け止めて、どうしたらいいのかなというふうに思えるような方向に持っていけたらなと思っております。皆さんの協

力をお願いしたいと思います。

沼田委員 : 主任児童委員の沼田です。よろしくお願いします。

私もバリアフリー教室、本当に申し訳ないことなんですけれども、1回だけですけれども、お手伝いさせていただきました。1校に2日間、2回通ったんですけれども、私は本当に初めてだったので、どんなことかとても不安だったんですけれども、市役所さんのほうでちゃんと書類をつくっていただいて、このとおりの書類があったので、それに沿ってやれたので、とても楽でした。

また、私は車椅子の方とペアだったんですけれども、初めて会う方で、本当にどうなるかなという状態でしたけれども、学校へ行った途端、車椅子の方は前も参加して、お手伝いしていた方なので、大船に乗ったつもりでできたんですけれども、2日間、子どもたちと対話や体験を通して、児童が相手の視点に気づききっかけというのが大きく書かれたプリントだったので、私はそれだけでいいのかななんて思って、学校さんのほうへ行きました。

1日目、子どもたちは車椅子を見て、車椅子、うわ、すごい格好いいとか、どうやって乗るの、ウイリーできる？というような子どもたちらしい、4年生の男の子、女の子を交えて8人から10人なんですけれども、そういう中で、まず、そこに興味を持ってもらいました。そして、授業の一環なので、時間も決まっているので、タイムキーパーをしながら進めたんですけれども、気づき、気づいてもらうということが私はまず頭にあったので、一緒に話しているうちに、まず先に、車椅子だと手を洗えないよね、水道に届かないよね、子どもたちのほうがそういうふうに言いました。だから、これはこういうことなんだと思ったので、うわ、すごい、よく気がついたね、すごいことだよ、私たちは簡単だよ、すぐできるものねということでやりました。車椅子の方も、車椅子に乗って、こうなんだよ、ウイリーもできるよというようなことを話して、実演してくれたので、子どもたちがスムーズに入ったわけなんですけれども、その中で、子どもたちが気づいてもらって、子どもたちの質問の中にも、ベッドに上がる時はどうするの、トイレに行く時はどうするの、そういう本当に素朴な質問がどんどん飛んできて、それに対して、車椅子の方は全部ちゃんと正直にお話ししてくれました。子どもたちとの対話以外にも、一緒にできる遊びを子どもたちに考えてもらったら、車椅子だから走るの難しいけど、風船を上げるのはどう？ 風船バレーボールはどう？という意見も出ました。そういう中でバリアフリー教室、それだけでも私は大成功だなと思っていた状態です。

中学生になると、中学校さんに聴覚の方とか視覚障がいの方が行きますよね。アイマスクをつけて回ったりとか、そういうのは中学校さんのほうではやっているんですね。でも、小学校さんはなかったのが、バリアフリー教室が1つの子どもたちに対しての勉強、もしくは課題になっているのかなと思って、私は本当にこういうのが続くといいなと思っていました。ただ、知的

障がいさんとか、そういうものは、言葉は適切じゃないんですけども、大人である私たちが見ても分かることが難しいので、子どもたちだったら、なおさらだと思うんです。だから、身体障がい、もしくは目が見えない人、白い杖がある人、白杖を持っている人は目が不自由なんだとか、子どもたちなりに、どんどんそれが分かっていってもらえることを希望している状態です。

これからもやっていくのは本当に大変なことなので、今、瀬川さんがおっしゃったとおり、学校さんのほうでもっと進めていただけるような形になるといいかなとも思ったりしています。

あと、倉金さんに、デフリンピックのほう、今、コマーシャルやマスコミで取り上げていますので、すごく見て、応援しています。

倉金委員 : 茅ヶ崎市役所と一緒に、この委員会のメンバーと一緒に見学に行きました。埼玉県国立リハビリテーション学院の見学に行きました。七沢リハビリテーションにも見学に行きました。今、そういう見学のようなことをやっているのでしょうか。以前、そういう見学があったと思います。すごくそれがよかったので、知識を高めるためにもよかったと思います。あと、子どもたちに対してふれあい体験、当事者になる体験とか、指導とか、当事者の方たちと行くというのを今ももちろんやっていますよね。以前も中学生にやっていました。以前はたしか毎週土曜日だったと思います。

事務局 : 今現在、そういった見学や体験というのは行っておりません。ただ、例えばバリアフリー化が終わった建物などがあつたときに、その後、バリアフリーの点検をするようなことで、市民部会の皆様に集まっていたりということは昨年度も行いました。定期的に行っているものではなくて、随時対応しているものはございます。

大原部会長 : ありがとうございます。大体、会場のほうからもよろしいですか。

事務局 : 会場のほうは以上です。

大原部会長 : 手を挙げられている方がいなければ、この辺で学校での心のバリアフリー教室に関して、いろいろなご意見があつたかと思います。大きく2点、内容に関してと担い手というかスタッフに関しての意見があつたかなと思います。どちらに関しても、今後、縮小するとか、やめてしまうという意見は全くなかったんで、とにかく何らかの形で進めていくことになると思います。1つは広げていくというか全校でやっていくというのもあれば、もう少し内容を固めながらというか、試行錯誤しながら、いい教育の実践を繰り返してやってみる、深めていくという方向もあるかと思います。その両方を試みながら、少し手探りでやっていく必要があるかなというふうには思いました。

進め方ですけども、1つは内容に関しては、言われているように、特別な体験で終わらせるというんじゃなくて、やはり他者の理解というようなことを念頭に置いた、異文化理解と同じようなことだと思っておりますけれども、障

がいといっても多様なものがあるということ、さらに人それぞれ個性的な存在なんだと、その疑問をちゃんと伝えていくという内容にしないといけないということで、そのために、教育のプログラムとして、単に特別な体験だけで終わるんじゃなくて、それがどういう意味を持っているかということを中心に伝えていくことが大事だというのが、まとめてしまうと、簡単ではないんですが、そういうことだったと思います。少なくとも最初の気づきに関しては、今までの実践でかなり効果を上げていることは確かだけれども、ここから先、いろいろな人に意識を持って、まとめていくというところの教育が求められています。

それに関しては、もう1点の担い手というかスタッフの問題なんですけれども、1つは、学校の教員に何らかの形で関わってもらって、教育プログラムとしてどういうふうにやっていくかということを中心に教育の専門家と実践の専門家と一緒に進めていくことが必要なんじゃないかなと今日は強く思って聞いていました。それと同時に、今、この部門だけで皆さん大変な思いをされていると。ボランティアなんか、もちろん導入しても大変な思いをしているということで、可能かどうか分かりませんが、民間での様々なプログラムを活用するというようなことだとかも考えておくといいのかなと思います。これは予算が取れるかどうかということだと思います。それで、ぜひ学校現場の目標に、教員も物すごく忙しくて大変だというのが社会問題になっているぐらいですけれども、ちょっと関心のある教員の方を巻き込んで進めていけるといいんじゃないか。庁内でも、教育委員会とかのほうに相談をぜひいろいろしていただくといいかなと思いました。

答えは出ていませんけれども、いずれにしても、方向性というのは皆さんと共有できたんじゃないかなと思いますので、またさらに試行錯誤で、今年も何らかの形で展開していただければと思います。大ざっぱにまとめてしまうと、そんなところかなと思いました。

あと20分ぐらいですので、最初、3つと言いましたけれども、川柳とその他をまとめて、2つにしてご意見をいただければと思います。

石井委員 : 事務局の提案が一定の役割を果たせたので、今回でやめるのは賛成です。ただ、その賛成の裏づけが、課題のところを書いてありますことが私はちょっと認識しづらいんですけれども、例えば応募句数が第1回から第2回で減少している、減ったから、取りあえずやめようかなという説明はつくんですけども、この評価の第1回目の句数というのは、結局、お一人の方がてにをはを変えただけで10も20も出したりみたいな不適切と言えるぐらいの応募数が上がっているの、必ずしも1回目の数と2回目の数で減ったという評価は当たらないんじゃないかなと僕は思います。

それから、次の応募者が川柳の愛好家にとどまっているという認識、どこから来ているか分からないんですけれども、川柳の愛好家から見ると、我々の扱った川柳は川柳とは言えないというのは正直な評価ですよ。第1回

目のときに、川柳の愛好家から川柳に値しないものが山ほどあるとありましたよね。川柳というのは、いわゆるブラックユーモア、滑稽さ、パロディー、そういったものをいいとしているわけです。我々の心のバリアフリーを扱うときの啓発するためのツールとしてなじまないということを私は個人的に最初から抱えていまして、そういった意味では、川柳ということでの啓発のツールは今回でやめたほうがいい。何らか説明しなきゃいけないんですけども、この説明の中身は、私は個人的には理解しにくいと考えています。

柏崎委員： 私も今の石井委員の話と全く同じで、1点目は、一定の役割を果たしたから、川柳は実施せずで、これで私も同感です。今言われたように、最初から川柳に心のバリアフリーが適しているのかどうかというのは、かなり議論になりましたよね。ブラックユーモアだとか人の弱みを話にするということで、やはり川柳というよりは標語というような感じで受け取ったわけです。それでもいいだろうと思ったんですけども、したがって、今、委員が言われたように、今後の取組からは外したほうがいいのかというのは同感です。

大原部会長： 川柳に関してはあまり盛り上がりませんが、もともとバリアフリー掛ける川柳というか、バリアフリーと川柳という2つの異質なものというか、意外なものを組み合わせて、これによって、結局、バリアフリーということをご皆さんに意識してもらおうという、その戦略は当たったと思いますし、そういう意味では、バリアフリーにいろんな立場の人が注目してもらって、その方法としての川柳というのが使われたとか、学生なんかも、川柳というメディアを使ってバリアフリーを考えてみたということのちょっとしたきっかけにはなったんだろうと思います。そういうことで役割を果たしたということで、このままもう一度やるとかというような強いご意見は取りあえずないようですので、事務局の取組方針どおりに、新たには募集したりはしないということで、評価してよろしいんじゃないかなと思います。特に強い皆さんからのご意見がなければ。

それでは、そのほか、例えばポスターとか、ポスターは一昨年、その前という形で使われて、それを取りあえず掲示するというようなところで使ったり、それから、これもまた先ほどの話と連携しますけれども、教材として使ったらいいんじゃないかというようなアイデアとか意見とかがありました。ポスターとか、その他、研修会、講演会などに関しては、何かこんなことが考えられるというような皆さんからの意見があれば、10分ぐらいまだ時間がありますので。

上杉委員： 感想なんですけれども、実はあのポスター、まだ、まちなかに貼られているんです。それはどういうことかなというのは、単純に剥がし忘れたというのがあるかもしれないんですが、貼っておいても支障がない絵柄、デザインだったんじゃないかなと。デザインそのものは受け入れられたんだというふうな気はします。ただ、特に内部障がい、知的障がいなんかに関しては表現するのが難しく、1枚ではなかなか分からない。このポスターは半分ぐ

らいがそうだったんじゃないかなと思います。そこを今後どうしていくか、分かりやすい障がいに関してポスターをつくっていくのか。

倉金委員 : 資料の最後のほうに載っていますが、2月6日に今度、講演会がありますよね。でも、このポスター自体に手話通訳がありますというふうに載っていないんですが、聴覚障がい者は行けますでしょうか。ぜひ手話通訳をつけていただいて、手話通訳ありというふうにポスターに載せていただきたいです。

事務局 : 手話通訳、要約筆記者は当日会場におります。ポスターには、そういった具体的なことは書いていないんですけども、どなたでもお気軽にどうぞというところで、誰が来ても対応できるような形を取らせていただいております。ホームページには、そういった旨、要約筆記者、手話通訳の方がいらっしゃいますよというアナウンスをさせていただいているところです。

倉金委員 : インターネットに載せていただくのはとてもいいことだと思うんですが、実際のポスターに載っていないと、手話がありますよね、どなたでもの中に聴覚障がい者が入るといふふうに当事者は思いません。

事務局 : 分かりました。そのように書きたいと思います。ありがとうございます。

瀬川委員 : ポスターによる普及啓発のほうに戻らせていただいて、このポスターは、デザイナーさんが入っていたと思うのですが、このポスターに手を加えることは可能でしょうかという質問です。意図としては、このポスター、デザインが僕は好きで、基本的には継続していきたいんですけども、課題に書いてあるとおり、一目では分かりづらい、伝わりづらさというのは正直あると思っています。何でこれだけシンプルなものになったのだったかと思えば、デザイナーさんのほうが、ポスターは通りすがりで見る人が多いから、見ても2秒ぐらいだから、字が入っていても読まないんだよというご発言があって、ああ、そうか、そうかと、僕なんか素人はそのまま受け取って、このシンプルさにつながっていったかなというふうに記憶しているんです。でも、いざ駅とかに掲示していただいて、このポスターが貼ってあると、僕なんかは結構読むんです。と考えると、説明になるのか分かりませんが、手が加えられるんだったら、そういうやり方もありなのかなという意図での質問です。

事務局 : 事務局から質問にお答えします。こちらのポスターに手を加えることは著作権の契約上できません。このレイアウトを崩したり、改変することはできません。

柏崎委員 : このポスターは、委員の方がかなり苦労してつくった結果なので、これはすごくいいポスターだと思います。ただ、さっき上杉さんが言われたように、半分ぐらいポスターを見ただけでも分からない。タウンニュースに載せたら、いろいろな物語があるんですけども、あれとセットにすると分かるということなので、今、瀬川さんが言われたように、これに加えるんじゃなくて、この下に、何かもうちょっとコメントをつけてあげると分かりいいかな

という感じはします。確かに、1番は分かるんだよね。どうぞと席を譲る。2番も何となく分かるんだけど、分からないのが半分以上あるので、簡単な解説を添付するというのも一つの方法かなと思うんです。タウンニュースに載せたやつは、小さい字じゃなくて、貼りつけてもなかなか読みにくいかなと。瀬川さんが言われたように、加えるんじゃなくて、もうちょっと付け足すという格好ならいいんじゃないでしょうか。もうちょっと足したほうが分かりいいですね。

- 上杉委員 : 絵は変えられないと思うんですけど、字は変えられるんですか。
- 事務局 : 字も変えることはできません。この字とセットで、この長方形のレイアウトでレギュレーションが決まっているということです。
- 上杉委員 : 「ここにある、このこころ。」というのはすごく漠然としていて、例えばここに、思いつきですけど、「しよう!」、困り感とか、そのような分かりやすい言葉に変えられるといいかなと。
- 事務局 : 言葉を変えたり、足したり、このレイアウトの中、この長方形の四角の中をいじることはできません。
- 大原部会長 : その左下にQRコードがあるんでしたよね。
- 事務局 : はい。あります。
- 大原部会長 : これを見ると、その説明、解説が読めるということですよ。
- 事務局 : この左下のQRコードは、制作していただいたデザイナーさんのホームページにジャンプするものです。

例えば、柏崎さんおっしゃったように、解説をつけるとかという話であれば、この枠の外でそういった文言を加えることはもちろんできます。この枠の中のレイアウトは崩せないということです。枠の外での活用の仕方がございます。

- ディアロ委員 : 初めまして、ディアロと申しますけれども、今日初めて参加させてもらえたんですけども、いろいろな話を聞いていて、バリアフリーというのはすごいことなんですけれども、障がい者だけではなく、これからの茅ヶ崎を住みやすいまちにしていく上で、みんなご存じだと思うんですけども、今、日本にすごく外国人があふれていて、外国人からの意見として、英語とかも増やしたほうがいいんじゃないかなと思うし、このポスターの話に戻ると、絵を見ただけで、僕は外国人だけれども、日本人と同じ考えではあるんですけども、一般の外国人は絶対分からないと思う。だから、これも絵の中じゃなくて、今、みんなおっしゃっているように、ちょっと一言だけでも加えたほうがいいんじゃないかなと思うし、先ほどからいろいろな話を聞いていて、子どもから教えるのもそうだし、でも、大人がまず分からないと子どもに教えられないし、子どもも大人もバリアフリーをケアするのに、障がい者のお気持ちをまず理解することが一番大事。そうすると、先ほどおっしゃったように、そういうところに行って、このメンバー、行ける人だけでもいいけれども、そういう講習を受けたり、うちらがまず100%理

解して学校に教えるよりも、さっき皆様が言ったように、先生たちを巻き込んで、みんなで一つになってやっていかないと、部署、部署でやっても、多分、永遠にやっても、これは何も進まないんじゃないかなと思います。

堀場委員 : このデザインが変え難いということは非常に残念ですけれども、私は初めてこれを見たときに、すごくいいデザインだと思いました。まだこちらに加わらせていただく前の話でしたけれども。なので、何らかの形でこれを使いつつ、皆さんおっしゃるように、説明などが読めるとより有効に使えていくんじゃないかと思います。

最初にこれを見たのが、JAの隣にある勤労市民会館のエレベーターの中でした。エレベーターだと数秒は見る時間がありますよね。確かに、駅ナカにあると、仕切りも多いですし、立ち止まって見るというのは難しいと思うんですが、そういうエレベーターの中とかですと、これを見て、これは何かかなと思ってもらうほうが、多少、これの効果を持たせることができるんじゃないかと思います。

それと、今日のアジェンダから外れてしまうかもしれないんですけども、夏頃に道の駅が完成するというふうに聞いているんですけども、あちらのバリアフリー化とか、そういうことは当然されていると思うんですが、こちらの協議会でそういうのを見に行くとか、そういったことは計画としてあるのかどうか伺えればと思います。

事務局 : 今の道の駅の件、お答えさせていただきます。以前、道の駅の担当課のほうで、バリアフリーに関する意見募集ということで、市役所を会場に持って市民意見を取り入れるようなことをしておりました。我々のほうから道の駅の担当課に協議会の委員のメンバーを紹介させていただきまして、個別に連絡が行ったかと思えます。そのような形で関わらせていただいたところです。その後、完了した暁には点検するかどうかというのは、また事業課と調整していきたいと思っております。

大原部会長 : そろそろ時間になりましたけれども、斉藤先生とか、もし何かあれば、まとめてでもいかがでしょうか。

斉藤委員 : 簡単にお話を、一、二分で済みますので。皆さんのお話を聞いていて、一番思ったのは、心のバリアフリーが社会とか地域に、あるいは個々に非常に関心を持たれているというのがよく分かりました。これが気づきの段階だと私は思うんですね。いろんな人に、他人に対して、あるいは違う人、立場の違う人、身体、知的、いろんな人たちに対して気づきが始まったと。

次に、私も含めてなんですけど、皆さんにお願いしたいのは、自分は何ができるか、それを考えてほしいんです。心のバリアフリーに向けての課題、いろいろな役割が分かった。それから、私たちは心のバリアフリー教室を本当に6年間継続してやってきた。これはすごい実績だと思うんです。ただし、今までの議論のように、いろんな課題があることが分かってきた。これは6

年間、続けたから分かってきたんです。これが気づきだと私は思うんです。一人一人の気づき。これをいかにして、じゃ、その中から、次は私たち一人一人、私も含めてなんです、何をすべきなのか、何ができるのか。これからは、私たちがもう評論家ではないんだと思うんです。評論家は要らないんです。絶対に。私の自戒も込めて言っているんですが、評論家ではなくて、私たちが何ができるのか。そうすると、心のバリアフリーとは何だと定義することではなくて、心のバリアフリーにいろいろ取り組んだ、でも、これが足りない、これが問題だ、こういったことに気づいていない、こういったことが理解できていない、そして、私はショックなんです、さっきの上杉さんの教育現場で知的という言葉を使ってほしくない。これはいろいろ背景があると思うんですけれども、教育の問題もあるわけです。いろんなもろもろの問題が、我々が6年間、もっと長いですか、活動する中で見えてきた。ですから、気づき、きっかけは分かった。次に進むべきものは、この市民部会をはじめ、皆さん一人一人が一体何を自分として取り組めばいいのか。そここのところだと思うんです。そうすると、心のバリアフリー教室の在り方、あるいはポスターの活用の仕方、あるいは広報広聴の在り方、庁内連携の在り方、そういうのが見えていると思います。私たちは、一人一人、自分は何をすべきなのか。ここのところをぜひ次の段階で、市民部会で考え、深めていって、そして、行動していただければいいのかなと。偉そうなことを言っていますけれども、私は皆さんの意見があったからこそ、こういう考え方になりましたので、ぜひ私は何ができるか、それを次の課題にさせていただく、あるいはテーマにさせていただくとありがたいなと思いました。

皆さんの議論は大変参考になりました。ありがとうございます。

大原部会長： ありがとうございます。久しぶりにぴりっと背筋が伸びる思いがします。

いろいろな気づき、体験とか、きっかけづくりは、いろいろなことをやってきたけれども、これが本当に生かされるかどうかということになると、生かし方も、それぞれの人がどんなふうに取り組んできたかみたいなことを何らかの形でこれから報告したり、発表したりするとか、そういうことを知らしめていくとか、仲間を増やしていくとかの段階に行ければいいかなと思っています。

ここのポスターに関しては、さらにまた使い方、活用の仕方を考えて、特に解説とか、読み込みの仕方、その方法を考えていくというようなことで、解説に関しても、さらに多様な解説の仕方というようなことを考えなくちゃいけないし、教材にも使っていきたいしということで、そういうことで、さらにまた進めていただければと思います。この辺も具体的なアイデア、私ならこうするみたいなのが出てくると、そういうのを持ち寄って、次の方向性とか、アイデアが固まっていくんじゃないかなと思います。

ありがとうございます。

4. その他

- 事務局 : その他として、事務局から連絡がございますが、よろしいでしょうか。
では、事務局から今後の会議の予定を連絡させていただきます。令和6年度第2回の協議会ですが、3月25日火曜日の14時から、こちらの市役所で予定をしております。開催通知などは、また改めてご連絡をさせていただく予定です。
事務局からの連絡は以上です。
- 大原部会長 : それでは、今日の市民部会はこちらでよろしいでしょうか。司会進行を事務局にお戻しします。
- 事務局 : ありがとうございます。では、今日の議題は以上となります。委員の皆様、長時間にわたり、ご協力いただき、ありがとうございました。